

資本関係又は人的関係にある者同士の同一入札への参加について

資本関係又は人的関係がある者同士が同一の入札に参加することは、談合の未然防止や他の入札参加者との公平性等の観点において、当該入札の適正さが阻害される恐れがあります。

本市ではこの資本関係又は人的関係がある者同士が同一の入札に参加を制限する入札制度について検討を進めているところです。

現時点で前述のような入札を制限してはませんが、事業者の皆様におかれましては、各調達案件への入札の際は上記の趣旨にご配慮いただき、適正な入札契約の執行にご協力頂きますようお願いいたします。

資本関係又は人的関係にある者とは

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等）の関係にある場合。
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は会社更生法第2条第7項に規定する更生会社である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合。

※役員とは次の者をいう。

ア 株式会社の取締役（指名委員会等設置会社の場合は執行役）

イ 持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社）の業務を執行する社員

ウ 組合の理事

エ ア～ウに準ずる者

※管財人とは、民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された者をいう。

(3) その他

組合とその構成員、その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

【お問い合わせ】

(工事に関すること)

電話：671-2228

(物品に関すること)

電話：671-2248

(委託、設計・測量に関すること)

電話：671-2186